

令和5年6月岡山県議会定例会提出予定案件

令和5年6月6日

件 名		内 容		
1 予算案件 (2)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和5年度岡山県一般会計補正予算(第1号)		802,172,833	8,872,639	811,045,472
会 計 名		補正前の額	補正予算額	計
一般会計 令和5年度岡山県一般会計補正予算(第2号)		811,045,472	44,658	811,090,130
2 事件案件 (1)	1 工事請負契約の締結について (1)	◎岡山県営食肉地方卸売市場機能強化工事 工 期 議決の日から令和6年3月20日まで 請負金額 699,490,000円 請 負 人 花木工業株式会社大阪支店		
3 条例案件 (8)	別紙のとおり			
4 報告案件 (1)	1 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例について (1)	◎令和5年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」において、令和5年4月1日から施行される内容のものを含むことから、令和5年3月31日に専決処分したもの (主な内容) ・個人県民税 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置を3年延長する。 ・不動産取得税 サービス付き高齢者向け住宅の敷地の用に供する土地に係る減額措置を2年延長する。 ・自動車税環境性能割 (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が知事の指定した路線の用に供する一般乗合用バスを取得した場合の非課税措置を、2年延長する。 (2) 昇降リフト付きバス等の課税標準の特例措置を2年延長する。 ・自動車税種別割 (1) グリーン化特例(重課)を3年延長する。 (2) グリーン化特例(軽課)を3年(営業用の乗用車に係る税率の50%軽減については2年)延長する。 ・施行日 令和5年4月1日から施行する。		

件 名		内 容
5	<p>その他</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について</p> <p>令和4年度繰越計算書について</p>	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 7件 929,550円</p> <p>◎母子父子寡婦福祉資金貸付金の返還請求に関する訴えの提起について 2件</p> <p>◎岡南飛行場の停留料の請求に関する訴えの提起について 1件</p> <p>◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起 1件</p> <p>◎令和4年度岡山県一般会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>◎令和4年度岡山県一般会計事故繰越し繰越計算書</p> <p>◎令和4年度岡山県公共用地等取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>◎令和4年度岡山県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>◎令和4年度岡山県営電気事業会計予算繰越計算書</p> <p>◎令和4年度岡山県営工業用水道事業会計予算繰越計算書</p> <p>◎令和4年度岡山県流域下水道事業会計予算繰越計算書</p>

番号	題名	提案課	概要
1	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	人事課 警察本部	<p>警察職員が従事する警衛又は警護の作業の実態に鑑み、当該作業に係る特殊勤務手当の支給額を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警衛又は警護の作業に従事する警察職員の特殊勤務手当の支給額を改める。 作業1日につき 640円 → 1,150円 2 人事委員会規則で定める離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業に従事する警察職員の特殊勤務手当について、当該作業が夜間に行われた場合にあっては、作業1日につき1,650円を支給することとする。 3 新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当の特例を廃止する。 4 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
2	岡山県税条例の一部を改正する条例	税務課	<p>地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割における税率区分の適用範囲に係るエネルギー消費効率等の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の県民税 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加える。 2 自動車税の環境性能割 令和6年1月1日から令和7年3月31日まで及び同年4月1日以降のそれぞれの期間における税率区分の適用範囲に係るエネルギー消費効率等の基準を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: center;">(施行期日 令和6年1月1日。ただし、 3の一部については、条例の公布の日 3の一部については、令和7年1月1日 2の一部及び3の一部については、令和7年4月1日 3の一部については、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日)</p>
3	離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	<p>離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、離島振興対策実施地域のうち産業振興促進区域において事業税等の課税免除を行うことができることとする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 題名を離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例に改める。

番号	題名	提案課	概要
			<p>2 離島振興対策実施地域のうち産業振興促進区域において、特別償却設備の設置者等に係る事業税等の課税免除を行うことができることとする。</p> <p>3 事業税等の課税免除の対象となる事業を、離島振興法に規定する離島振興計画において定められた振興すべき業種に限ることとする。</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
4	地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除を行う対象施設の取得期限を延長するものである。</p> <p>【主な内容】 地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除を行う対象施設の取得期限を令和7年3月31日まで延長することとする。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
5	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例	指導監査室 子ども家庭課	<p>こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において引用する厚生労働省組織規則をこども家庭庁組織規則に改める。</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例において引用する厚生労働大臣を主務大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣に、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令を障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令に改める。</p> <p>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例において引用する厚生労働大臣を主務大臣に改める。</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
6	岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	畜産課	<p>最近の豚熱の発生状況に鑑み、登録飼養衛生管理者が行う場合の豚又はいのししへの豚熱予防注射に係る手数料の額を定めるものである。</p> <p>【主な内容】 登録飼養衛生管理者（農林水産大臣が定める指針により知事が登録した飼養衛生管理者をいう。）が行う場合の豚又はいのししへの豚熱予防注射に係る手数料の額を定める。</p> <p style="text-align: center;">1回につき 70円</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>

番号	題名	提案課	概要
7	岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>道路交通法の一部改正により特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を行うこととされたことに鑑み、当該講習に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料の額を定める。 1時間につき 2,000円 2 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和5年7月1日)</p>
8	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、重点整備地区における信号機に関する基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>重点整備地区における信号機に関する基準について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則と同一の基準に改める。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>